

中販連第20-63号 [資料・3]
 中商連第20-56号
 平成20年8月21日

■■■■■中古自動車販売協会
 ■■■■■中古自動車販売商工組合
 会長・理事長 ■■■■■ 殿

社団法人日本中古自動車販売協会連合会
 日本中古自動車販売商工組合連合会
 会長・ ■■■■■ 川逸
 指導環境担当副理事長 ■■■■■ 田島
 指導環境委員長 ■■■■■ 高橋



貴会傘下会員に対する指導の要請について

平素は傘下会員への指導にあたりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、今般、適格消費者団体「消費者機構日本」より別紙要請書が当会宛に届きました。

内容は、貴会傘下会員である ■■■■■ に対し注文書の契約条項が著しく消費者に不利益な内容となっていることから契約条項の是正指導を求めるものです。

当会において消費者機構日本と面談協議を行なった上で、 ■■■■■ の注文書条項の順序に従って指摘事項を整理いたしました。

つきましては、貴協会より ■■■■■ に対し、下記内容について、早急に是正されるようご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、是正されない場合には、適格消費者団体の認定を受けている消費者機構日本は差止請求権の行使が可能な団体であることを申し添えます。

記

1. 事業者名

■■■■■

2. 是正指摘事項

(1) 契約条項第2項について

[■■■■■ 特約条項]

契約は、この契約書に基づき私が申込金を支払した時点、又は提携ローン契約用紙に捺印時点に成立するものとします。

[是正内容・理由]

契約成立時期が申込金支払時点またはローン契約書捺印時点となっているが、このように早い契約の成立時期では販売店と消費者双方にとって選択や検討及び交渉の時間的ゆとりが殆どなく、多くの契約トラブル発生の要因となっていることから、業界のモデル特約であるJU中販連モデル注文書（特約事項）に沿った内容に是正する。

JU中販連モデル注文書（特約事項）

契約成立の時期は、使用名義人の登録日、注文による修理、改造、架装等に着手した日、あるいは車輌の引渡し日のいずれか早い日とする。

(2) 契約条項第1項・第4項について

[**特約条項**]

第1項 貴社にて万一私の契約に応ずることができないと判断された場合は、これについて一切異議を申し述べません。この場合、お渡してある申込金は、そのままお返し下さい。

第4項 申込金は、契約成立時に売買代金の一部に充当して下さい。

万一、私の都合で申込みを撤回した場合、迷惑料（当社規定による通常生ずる額）及びその車両にかかった費用（修理・加修費等）整備・法定費用を請求されても異議は有りません。この場合申込金、中間金より、相殺されても異議有りません。この場合申込金、中間金より相殺されても異議有りません。

当社規定による迷惑料・・・車両価格の20%（車両価格30万円以下の場合は30%）、法定費用、車両保管料（1,500円×経過日数）

[是正内容・理由]

販売店が注文に応じられない場合、“販売店は一方的に注文を拒絶でき、消費者は異議申し立てできず申込金のみが返金される”という内容であるのに対し、消費者が注文を撤回した場合は通常生じる損害額とは認め難いような一方的な損害賠償額を規定しており、販売店と消費者のバランスを欠いた不公平な契約条項となっていることから直ちに是正する。

(3) 契約条項第10項について

[**特約条項**]

走行不明と記載された契約車両に対し、私は納車後に如何なる事情が発生したり、計器及びメーターの改ざん、もしくは交換が立証されても、貴社には一切責任を追及したり、異議申し立てなど致しません。尚、刑事的責任、民事的責任、行政的責任も免責と致します。

[是正内容・理由]

走行不明車についてすべて一切の責任を負わないことを認めるよう消費者に強要しているが、たとえ販売店が「メーター改ざん」に気づかずに販売したとしてもこれは隠れた瑕疵に当たり、“販売店の責任において改善対応を図る内容”であることから直ちに是正する。

(4) 契約条項第11項について

[**特約条項**]

現状販売と記載された契約車両に対し、私は納車以前の状態及び納車後の期間を問わず如何なる事情が発生しても貴社に一切異議費用の負担などの申し立てを致しません。

[是正内容・理由]

「現状販売」を理由に瑕疵担保のすべてに責任を負わないことを消費者が認めるよう強要しているが、これは販売店の主体性だけでなく、法律上の責任を放棄しているものと考えられることから直ちに是正する。

(5) 契約条項第13項について

[**特約条項**]

広告と現車が異なる場合には、現車が優先であることを承諾致します。

[是正内容・理由]

「広告と現車が異なる場合には、現車優先」としているが、販売店の行う的確な商品告知により消費者は商品選択をし、契約するわけであることから、当該車両が広告や見本と異なることは消費者を騙す行為であり許容されるものではないことから直ちに是正する。

(6) その他

●注意事項1について

[特約条項]

修復歴及び水害歴については、オークション及び当社の評価に基づき記載しておりますので、見解、見落としによって修復歴となる場合があります。

[是正内容・理由]

たとえ販売店が「修復歴及び水害歴」に気づかずに販売したとしても、隠れた瑕疵として“販売店の責任において改善対応を図る内容”であることから直ちに是正する。

●注意事項2について

[特約条項]

修復歴車という提示車両については、修復の度合いを表すものではありません。口頭での説明には限度がありますので、修復の大小及び箇所に関するクレーム及びキャンセル等には一切応じかねます。現車をよくご確認の上、ご納得の上でお買い求め下さい。

[是正内容・理由]

修復歴車について、修復の大小及び箇所に関するクレーム及びキャンセル等には一切応じられないというのは、販売店が負う瑕疵担保責任を免責にする内容であることから直ちに是正する。

●注意事項3について

[特約条項]

SRS装備車両については、装着・作動確認がとれない為、非装着・非作動の場合があります。

[是正内容・理由]

SRS装備車両については、装着・作動確認が取れないと非装着、非作動の場合があるというのは、販売店が負う瑕疵担保責任を免責にする内容であることから直ちに是正する。

以上

別添1 消費者機構日本からの要請書

別添2 JU中販連モデル注文書（特約事項）